

申 請

令和 2 年 4 月 1 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく
平成 3 1 年 3 月 2 8 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
岩手県奥州市において産出されるせり（野生のものに限る。）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

別紙

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

岩手県奥州市において産出されたせり（野生）

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成24年5月28日に、奥州市のせり（野生）の検査を実施した結果、1検体から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出（120Bq/kg）されたため、同年5月30日に出荷制限が指示された。

平成27年春～平成29年春に、同市内においてモニタリング検査を行ったところ、平成24年の基準値超過箇所を含む各地点で低下傾向・低水準にあることを確認した。

このため、平成30年春～令和元年夏に、同市内のせり（野生）が安定して基準値を下回ることが確認できるよう生育地から満遍なく検体を採取し64検体の検査を実施した。

(2) 検査結果

平成30年春～令和元年夏の検査の結果、せり（野生）64検体は平均値7.4Bq/kg、最大値13Bq/kg、95パーセンタイル値9.8Bq/kgであり、全て食品の基準値を下回り、低水準であることを確認することができた。

以上の検査結果から、せり（野生）が今後基準値を超える可能性はほとんどないと推定できる。

3 岩手県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

県は、奥州市と連携して、奥州市内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 岩手県の定期的検査

出荷期間中の開始後1ヶ月は毎週、その後1ヶ月に1回程度の定期検査（モニタリング検査）を実施して安全を確認するとともに、その結果を集出荷を行う者に対して、周知する。

(2) 解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

奥州市内でせり（野生）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、奥州市は、集出荷を行う者毎に集荷する生産者を把握し、生産者の氏名、主な採取場所を整理した採取・集出荷者台帳を整備する。採取・集出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳を更新する。

イ 出荷・販売管理

せり（野生）の販売を目的とする採取・集出荷（産直施設の販売を含む）は、台帳に登録された者に限定するとともに、出荷物には、販売単位毎に品目（せり（野生））、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

岩手県と奥州市は、市場、販売施設等に対し、せり（野生）の入荷の際は登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、奥州市に報告するよう依頼する。

また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

- (3) 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合は、速やかに奥州市内のせり（野生）の採取・出荷自粛を要請するとともに、出荷中のせり（野生）の回収を併せて要請する。

(4) 関係者への周知

岩手県は奥州市と連携し、本計画の内容について、採取・集出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

岩手県奥州市産 野生セリの検査結果について

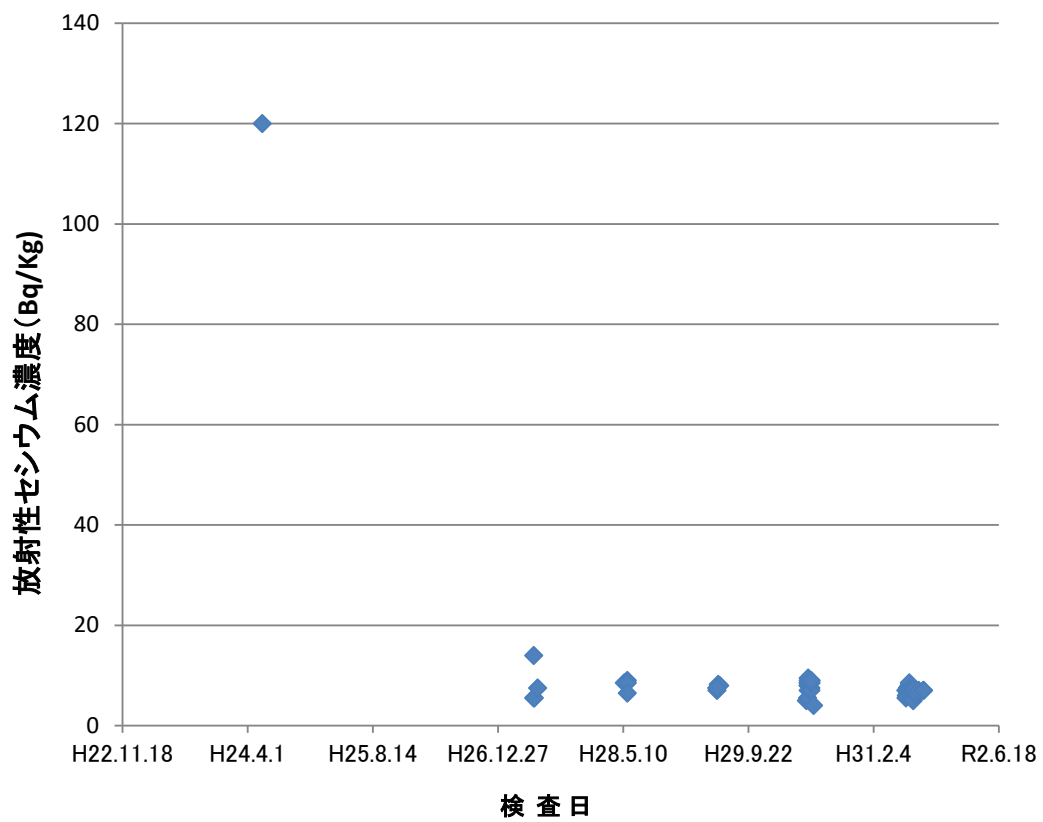
検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	平成30年5月18日	<16
2	平成30年5月11日	<10
3	平成30年5月29日	<18
4	平成30年5月18日	<14
5	平成30年5月15日	<11
6	平成30年5月18日	<17
7	平成30年5月18日	<17
8	平成30年5月18日	<18
9	平成30年5月18日	<19
10	平成30年5月18日	<16
11	平成30年5月25日	<17
12	平成30年5月25日	7
13	平成30年5月29日	<15
14	平成30年5月29日	<18
15	平成30年5月29日	<17
16	平成30年5月29日	<14
17	平成30年5月29日	<17
18	平成30年5月29日	<18
19	平成30年6月8日	<8
20	令和1年6月12日	<11
21	令和1年6月12日	<14
22	令和1年6月14日	<12
23	令和1年6月14日	<14
24	令和1年6月14日	<14
25	令和1年6月14日	<14
26	令和1年6月18日	<13
27	令和1年6月18日	<14
28	令和1年6月18日	<15
29	令和1年6月18日	<15
30	令和1年6月18日	13
31	令和1年6月18日	13
32	令和1年6月18日	<14
33	令和1年6月21日	<15
34	令和1年6月26日	<16
35	令和1年6月26日	<15
36	令和1年6月26日	<16
37	令和1年6月26日	<15
38	令和1年6月26日	<16
39	令和1年6月26日	<17
40	令和1年6月26日	<13
41	令和1年7月1日	<15
42	令和1年7月1日	<14
43	令和1年7月1日	<13
44	令和1年7月1日	<12
45	令和1年7月1日	<13
46	令和1年7月5日	<13
47	令和1年7月5日	<14
48	令和1年7月5日	<15
49	令和1年7月5日	<15
50	令和1年7月5日	<15
51	令和1年7月8日	5.6
52	令和1年7月9日	<13
53	令和1年7月9日	<15
54	令和1年7月9日	<13
55	令和1年7月9日	<15
56	令和1年7月12日	<12
57	令和1年7月12日	<10
58	令和1年7月12日	<14
59	令和1年7月23日	<12
60	令和1年7月23日	<13
61	令和1年7月23日	<13
62	令和1年8月2日	<14
63	令和1年8月21日	<14
64	令和1年8月21日	<14

実測値

平均値	7.4
最大値	13.0
最小値	4.0
中央値	7.0
標準偏差	1.5
95%値	9.8
標本数	64

注：(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

岩手県せり(野生)セシウム濃度の推移 (岩手県奥州市)



申 請

令和2年3月31日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

岩手県知事 達増 拓也



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づ
く平成31年3月28日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を一部解除すること
岩手県において捕獲されたしかの肉のうち、県の管理下において、放射性
物質の検査を実施し、基準値を超えないしかの肉
- 一部解除を申請する理由
制限地域における出荷・検査体制が整ったため
(別添「出荷・検査方針」のとおり)

(別添)

出荷・検査方針

1 ニホンジカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として大槌町の食肉処理加工施設「ジビエ Works～三陸やま物語～（岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目3番20号）」（以下「処理加工施設」という。）が、受け入れしたニホンジカ肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合、検査したニホンジカ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合、検査したニホンジカ個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるニホンジカ個体の受入計画の作成

受け入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

(1) ニホンジカ個体の受入及び確認

- ① 処理加工施設は、大槌町職員立ち会いの下で、受け入れするニホンジカ個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、ニホンジカ個体を区分して管理するための個体番号を付ける。
また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを大槌町に提出する。
- ② 大槌町は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。

(2) ニホンジカ肉の保管・管理

- ① 処理加工施設は、受け入れしたニホンジカ個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 大槌町職員は、処理加工施設が受け入れしたニホンジカ個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。

また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。

③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。

④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「ニホンジカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、大槌町及び処理加工施設に通知する。

また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査したニホンジカ個体の肉全てが適切に廃棄されるよう大槌町及び処理加工施設に指示する。

⑤ 処理加工施設は、大槌町職員の立ち会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認されたニホンジカ個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。

(3) ニホンジカ肉の出荷管理及び表示

① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査したニホンジカ個体の肉が出荷可能であることを大槌町及び処理加工施設に指示する。

② 処理加工施設は、出荷するニホンジカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、大槌町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。